

太田市雨水貯留浸透施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流域全体の関係者による流域治水を推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定国官会第2317号）の規定に基づき雨水貯留浸透施設整備事業（以下「事業」という。）を施行する者（以下「事業者」という。）に対し、当該整備事業に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市雨水貯留浸透施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助要件)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 特定都市河川流域内において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするもの。以下「施設」という。）を整備する事業であること。
- (2) 整備事業の対象敷地内において、施設の構造として500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業であること。
- (3) 国庫補助事業として国の採択を受けた事業であること。
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条若しくは第33条に規定する技術的基準に基づく許可を受けた雨水対策量が、他法令や条例等に基づく雨水流出抑制対策容量を超える施設容量分であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の総額の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1の申請につき1,000万円を上限とする。ただし、前条第2号に規定する整備対象敷地が複数の自治体にまたがる場合の補助対象経費については、当該敷地が太田市に存する面積と太田市外の自治体に存する面積の割合で按分した割合を補助対象経費に乗じて得た額を、補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 申請は、一の事業者につき一の年度1回に限るものとする。

(繰越)

第5条 事業者は、事業を予定の期間内に完了することができない場合は、定められた期日までに事業延伸（繰越）承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を得なければ

ばならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、必要に応じ条件を付し、事業延伸（繰越）承認通知書（様式第2号）によりこれを承認することができる。

（補助金の交付）

第6条 市長は、繰越承認を受けた事業承認申請書に基づき出来高等の確認を行い、出来高の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付の除外要件）

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団（太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。